



実施要綱第3条の確認項目 ※ 条件を満たしている場合は、□内にチェックをつけてください。

☐ 事業所から排出されるごみを、許可業者への委託又は市のごみ処理施設への直接搬入などにより適正処理しています。

☐ 暴力団その他反社会的団体、特殊結社団体及びその関係者に該当しません。

☐ 法令違反その他登録するにふさわしくない事実はありません。

別紙 1

飛驒市ごみゼロパートナー宣言文メニュー

リデュース（発生抑制）

☐ 在庫確認を徹底し、商品や材料のムダを省きます	1
☐ 詰替商品の使用、販売を推進します	2
☐ 資料の個人配布を控え、回覧や個人メールを活用します	3
☐ 会議等ではパワーポイントなどを活用し、配布資料を減らします	4
☐ マイバッグ持参を推進します	5
☐ 生ごみを捨てるときは、水切りを徹底します	6
☐ 商品の売り切りを推進します	7
☐ 簡易包装を推進します	8
☐ 商品の量り売り、バラ売りを実施します	9
☐ 食べ残しをなくすため、小盛メニューを提供します。	10
☐ 「3010 運動」を応援します	11
※3010 運動とは、宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみ、食品ロスを減らす運動です。	

リユース（再使用）

☐ ミスコピーや裏白紙など、用紙の裏面利用を徹底します	12
☐ 部署内で不要になった文具は、他部署に譲るなど共用します	13
☐ 納品時はコンテナ等を活用し、繰り返し使います	14
☐ 商品の修理サービスを実施します	15
☐ マイ箸やマイカップを持参し、使い捨て容器の使用を控えます	16
☐ イベント時は、リユース食器を使用します	17

リサイクル（再資源化）

☐ 資源化できるものは分別して排出します	18
☐ 機密文書はシュレッダーし、分別して資源化します	19
☐ 生ごみは堆肥化します	20
☐ 回収ボックスの設置など、資源物回収に協力します	21
☐ リサイクル商品やグリーン購入商品を積極的に使用、販売します	22

啓発

☐ ごみ減量や資源化に関する責任者を配置し、組織的に取り組みます	23
☐ 従業員への環境教育、研修の場を設けます	24
☐ ごみ量を把握し、従業員に知らせます	25
☐ ポスター掲示など、お客さまへの環境啓発の場を設けます	26
☐ フリーマーケットなど、環境にやさしいイベントに会場を提供します	27

その他、各事業者独自の活動

	28
--	----